

議案第51号

うるま市火葬場整備事業（設計・建設工事）請負契約についての議決内容の一部変更について

令和6年議案第60号をもって議決されたうるま市火葬場整備事業（設計・建設工事）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,387,000,000円」を「2,479,510,000円」に変更する。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

賃金水準、物価水準の変動による全体スライド条項の適用に伴い、契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第52号

うるま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の給与に関する条例（平成17年うるま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「自動車を使用すること」を「自動車等を使用すること」に、「困難である職員」を「困難である職員以外の職員」に改め、同条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める」に、「1月当たり」を「1箇月当たり」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年9月1日から施行し、この条例による改正後の第14条第2項から第4項までの規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、第14条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(通勤手当の内払)

2 改正後のうるま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前のうるま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の給与条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和7年人事院勧告等に鑑み、通勤手当を拡充する等のため、当該条例を改正する
必要があり提案する。

議案第53号

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年うるま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士(」の次に「沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)及び」を加える。

第29条第1項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第1項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年うるま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後のうるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第47条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のうるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第54号

うるま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年うるま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「保育士（）」の次に「沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

乳児等通園支援事業に地域限定保育士を配置することができるよう基準を改めるため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第 55 号

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年うるま市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士（）」の次に「沖縄県の区域に係る法第 18 条の 29 に
規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

放課後児童支援員の要件に地域限定保育士を加えるため、当該条例を改正する必要があ
り提案する。

議案第56号

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成25年うるま市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「間にある者」の次に「又は児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第1項に規定する別表第1に定める程度の障害の状態にあつて、20歳に達する日の属する月の末日までにある者」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則に定める場合においては、この届出を省略することができる。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（以下「改正後条例」という。）第2条第1号の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（受給者証の有効期限の特例）

2 改正後条例第2条第1号の規定による児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する別表第1に定める程度の障害の状態にあつて、20歳に達する日の属する月の末日までにある者及びその保護者に対して、最初に交付される受給者証の有効期間の始期は、第6条第1項ただし書の規定にかかわらず、令和8年4月1日とする。

3 前項に規定するもののほか、受給者証の有効期限の特例に関し必要な事項は、規則で定める。

4 附則第2項に規定する令和8年4月1日を有効期限の始期とする受給者証の申請期限は、令和8年10月31日までとする。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成の対象者を拡充等するため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第57号

うるま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

第1条 うるま市立学校給食センター条例（平成17年うるま市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

うるま市立学校給食センター第一調理場	うるま市字田場709番地の1
うるま市立学校給食センター第二調理場	うるま市字田場850番地
うるま市立石川学校給食センター	うるま市石川赤崎一丁目3番2号

」を

「

うるま市立学校給食センター具志川調理場	うるま市字田場709番地1
うるま市立学校給食センター第二調理場	うるま市字田場850番地
うるま市立学校給食センター石川調理場	うるま市石川2201番地

」に

改める。

第2条 うるま市立学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中うるま市立学校給食センター第二調理場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年6月8日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市立学校給食センターを再編するため、当該条例を改正する必要があると提案する。